

4. 福祉用具サービス計画の作成について

平成 24 年 4 月の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正により、福祉用具貸与・特定福祉用具販売（いずれも介護予防含む）について、福祉用具専門相談員が利用者ごとに「福祉用具貸与計画」及び「特定福祉用具販売計画」を作成することが義務付けられました。下記のとおり対応をお願いします。

（福祉用具貸与計画の作成）

- （1）福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
- （2）福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。
- （3）福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- （4）福祉用具専門相談員は福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- （5）福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
（※福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与のみ）
- （6）（1）から（4）までの規定は、（5）に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

※ 特定福祉用具販売及び介護予防サービスも同様です。

※ 様式は、事業所で定めるもので差し支えありません。なお、厚生労働省から参考様式として示されているものは以下のとおりです。

「一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会」

<http://www.zfssk.com/>

参考法規

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

- ・ 第 199 条の 2（福祉用具貸与計画の作成）
- ・ 第 214 条の 2（特定福祉用具販売計画の作成）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- ・ 第 278 条の 2（介護予防福祉用具貸与計画の作成）
- ・ 第 292 条（特定介護予防福祉用具販売計画の作成）